

有効期間満了日 平成33年3月31日

熊捜一第419号

平成29年10月17日

死体の取り違え防止等の再徹底について（通達）

**【概要】**

本通達は、他県において死体を取り違え事案が発生したことに伴い、本県においても同種事案が起こらないよう、関係所属に死体取り違え防止の再徹底を図ったもの。